

大ト協第49号
令和7年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 坂田 喜信

令和7年度 EMS機器（デジタルタコグラフ）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器（デジタルタコグラフ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付と致しますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象機器

（別表）令和7年度対象機器一覧（EMS機器）を参照してください。（公社）全日本トラック協会の定めるEMS機器（デジタルタコグラフ）とします。助成対象機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

3. 助成額・上限台数

1台あたり機器取得価格の1/2、かつ上限2万円までとし、1事業者あたり上限台数は20台までとします。

※年度内、同一車両の複数回の申請は不可とします。

※取得価格には機器本体価格のほか、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、

事務所用機器・解析ソフト・取り付け工賃等や消費税は対象外とする。

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、新品の機器を装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 令和7年4月1日以降に、導入・装着後、代金を支払った機器を助成対象とします。
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和7年4月1日以降のもの。
- 賃貸借機器・中古機器等は助成対象外とします。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、（別表）令和7年度対象機器一覧（EMS機器）欄に○印がついている機器のみ、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で助成申請できます。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・ASV（先進安全自動車）の3つの機能を備えている場合、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で申請するか、ASV（先進安全自動車）として申請してください。
- 国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。**

5. 助成申請必要書類

- ①（様式1）令和7年度 EMS機器導入助成金交付申請書（兼誓約書）
- ②（様式2）EMS機器導入内訳書 兼 機器装着証明書
 - ・機器メーカー名等は、（別表）を参照してください。
 - ・**【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。**
- ③ 請求書等（写）（新車導入時に装着の場合は車両見積書の写し）
 - ・請求書（見積書）は、機器メーカー名・型式・本体価格等が明記されていること。
 - ・請求書の額と領収書（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・請求書（見積書）に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。（例：「設定費値引き」など）
- ④ 領収書（写）
 - 購入の場合
 - ・領収書・振込明細書・支払明細書等の写し等支払完了がわかるもの。振込予約済み時点での書類は不可とします。
 - 新車導入時におけるリース契約・割賦契約の場合
 - ・契約書の写し（リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が記載されていること。記載されていない場合は、物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等（写）を添付してください。
 - ・振込明細書・支払明細書等機器を上回る金額の支払完了がわかるもの。
 - 機器のみをリース契約・割賦契約で導入する場合はお問合せ先までご連絡下さい。

- ・領収書、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先等が確認できるものとし
ます。切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外の部分（残高等）
を黒く塗りつぶしていただくのは可とします。
 - ・通帳の写しは不可とします。
（ただし、インターネットバンキング等で口座名義が表示される場合は可）
 - ・請求書・領収書等の日付が、助成対象期間外の場合は助成いたしません。
 - ・手形でのお支払は、令和8年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収
証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。
- ⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項】の写し
※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点がみられる場合は、助成いたしません。
- 募集期間中に、何度でも申請できます。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してくださ
い。
※金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙をお使いください。
- 振込手数料・値引き分の助成はいたしません。
- 機器の在庫状況等については、販売店等にご確認ください。
- 申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、
必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

（申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL：（06）6965-4036